

令和 2年 3月11日

外来診療費着服事件の対応状況について

大館市立扇田病院長

平成29年6月に発覚した外来診療費着服事件については、患者さんをはじめ、市民の皆さんに多大なるご迷惑、ご心配をおかけしておりますことを心よりお詫び申し上げます。

刑事事件としては、医事業務委託会社の元従業員が業務上横領の疑いで逮捕され、捜査の結果、起訴、判決公判及び刑の確定に至りました。

また、被害額の損害賠償を求め、東北ビル管財(株)とこの不法行為を行なった者に対し、損害賠償請求訴訟を秋田地方裁判所大館支部に提起し、審理が継続しています。

ここに、現在までの事件の対応状況について、ご報告いたします。

1. 刑事事件について

(1) 被害届の提出

1回目：平成30年 5月 6日 ～ 8回目：平成30年12月14日 ※8回提出

(2) 告訴状の提出

平成30年5月8日

(3) 容疑者逮捕

平成30年7月9日：元従業員が業務上横領の疑いで逮捕

(4) 容疑者起訴

1回目：平成30年 7月30日 ～ 7回目：平成31年 1月31日 ※起訴回数7回

(5) 刑事裁判

第1回公判：平成30年10月 3日 ～ 第5回公判：平成31年3月15日

判決公判：平成31年 4月 5日

(6) 業務上横領事件の判決内容

- ・懲役 3年6月 (検察の求刑 懲役 5年)
- ・控訴請求期間後、刑の確定日 平成31年4月18日

2. 損害賠償請求裁判

(1) 提訴：平成29年11月28日

(2) 第1回口頭弁論：平成30年1月25日

(3) 第1回弁論準備手続：平成30年3月20日 ～ 第16回弁論準備手続：令和2年3月10日
原告、被告会社の主張・立証

以上